

宇和島地区広域事務組合規則公布第7号

宇和島地区広域事務組合危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月3日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合規則第7号

宇和島地区広域事務組合危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年9月3日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合危険物の規制に関する規則（平成元年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の4を第1条の5とし、第1条の3を第1条の4とし、第1条の2を第1条の3とし、第1条中「消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第1条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（危険物の仮貯蔵又は仮取扱い承認）

第1条 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを承認するときは、申請書の副本に様式第11号の承認済の印を押して交付するものとする。

様式第1号及び第6号中「（第1条関係）」を「（第1条の2関係）」に改め、様式第9号中「（第1条の2、第1条の4関係）」を「（第1条の3、第1条の5関係）」に改め、様式第10号中「（第1条の3関係）」を「（第1条の4関係）」に改め、様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第11号（第1条関係）



附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。